

平成 24年 第 4 回 筑前町議会定例会会議録

招集年月日	平成 24年 12月 7日 (金)	
招集の場所	筑前町役場議会議場	
開 会	平成 24年 12月 7日 (金)	9時 30分
散 会	平成 24年 12月 7日 (金)	11時 55分
出席議員	<p>議 長 官 原 均 1 番 山 本 久 矢 3 番 栗 野 光 雄 4 番 田 中 政 浩 5 番 石 丸 時次郎 6 番 川 上 康 男 7 番 福 本 秀 昭 8 番 久 保 大 六 9 番 一 木 哲 美 10 番 梅 田 美代子 11 番 藤 野 久 12 番 内 堀 靖 子 13 番 河 内 直 子 14 番 金 子 保 次 15 番 矢 野 勉</p>	
出席議員	15名	
欠席議員	なし	
地方自治法 第122条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	<p>町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 畠 中 誠 二 教育 長 大 雄 信 英 総 務 課 長 広 田 博 文 企 画 課 長 伊 藤 宗 彦 財 政 課 長 岩 下 定 幸 税 務 課 長 森 部 純 一 納 税 推 進 室 長 大 庭 俊 一 住 民 課 長 小 林 秋 彦 健 康 課 長 吉 郷 豊 環 境 防 災 課 長 砥 綿 淳 二 建 設 課 長 美 根 勉 都 市 計 画 課 長 金 子 一 智 農 業 委 員 会 事 務 局 長 木 村 賢 治 農 林 商 工 課 長 山 本 一 洋 出 納 室 長 川 波 厚 志 下 水 道 課 長 村 下 大 成 水 道 課 長 原 口 博 文 福 祉 課 長 倉 地 善 一 こ ど も 課 長 久 家 和 文 教 育 課 長 佐 藤 繁 人 生 涯 学 習 課 長 入 江 哲 生</p>	
欠 席 者	なし	
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	<p>議会事務局長 松 尾 政 記 議会事務局主査 吉 塚 三千代</p>	

議 事 録

平成24年第4回定例会

[初 日]

平成24年12月7日(金)

開 会	
議 長	総務課長
総務課長	<p>おはようございます。</p> <p>定例会でございますので、町民憲章を朗読いたします。</p> <p>ご起立をお願いいたします。いつもの要領をお願いいたします。</p> <p>町民憲章</p> <p>一つ、私たちは、豊かな自然に満たされた筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、伝統と文化を守り、育てる筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、平和を願い、命を大切に作る筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、人を思いやり、共に支え合う協働の筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、子どもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。</p> <p>ありがとうございました。</p>
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>本日の出席議員は、15人につき定足数に達しております。</p> <p>ただ今から、平成24年第4回筑前町議会定例会を開会します。</p> <p style="text-align: right;">(9:30)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を、行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、6番 川上康男議員及び7番 福本秀昭議員を、指名します。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2「会期の決定について」を、議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は、本日12月7日から14日までの8日間としたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は、本日から12月14日までの8日間と決定しました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を、求めます。</p> <p>町長</p>
町 長	<p>おはようございます。</p> <p>本日は、平成24年第4回定例会を招集しましたところ、全員ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>今、政党乱立ともいえる衆議院議員総選挙の最中でございます。消費税、TPP、エネルギー、福祉、道州制、様々な争点があります。すべての政策が国民の暮らしに、また、地方自治体の政策に影響を与えます。</p> <p>このような中で自治体として変わらないものがあります。地域が元気になることで、国に体力と元気が増幅するという自覚を持って地域政策を推進することだと思います。新政権を期待をもって注視します。</p> <p>それでは、本日提案します議案等19件の提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>諮問第2号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることにつきましては、委員の任期が平成25年3月31日をもって任期満了となるため、再任の推薦をしたいので議会の意見を求めるものです。</p> <p>報告第9号 平成24年度筑前町土地開発公社の決算(清算)につきましては、地</p>

方自治法の規定により報告するものです。

承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙等に要する経費について、筑前町一般会計予算を補正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法の規定により専決処分を行ったものです。

議案第47号 福岡県市町村災害共済基金組合理約の変更につきましては、当該組合の解散に伴う事務の承継について、地方自治法施行令の規定に基づき規約により特別の定めをするため、当該組合理約を変更する必要が生じたので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第48号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散につきましては、当該組合は災害に関する費用に充てるため福岡県内の市町村が互助共済の方式によって行う積立金に関する事務を共同処理していましたが、近年、国の災害に対する財政支援措置が充実されたため、当該組合を解散することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第49号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分につきましては、財産処分について関係市町村の協議のうえ定めるため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第50号 筑前町情報公開条例の全部を改正する条例の制定につきましては、情報公開を適切に推進するにあたり、大量請求等の社会情勢に対応するため、当該条例の全部を改正しようとするものです。

議案第51号 筑前町個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定につきましては、個人情報保護を適切に推進するにあたり、公益上の理由による裁量的開示等の社会情勢に対応するため、当該条例の全部を改正しようとするものです。

議案第52号 筑前町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、後期高齢者医療保険料の納期を他の税目及び各種料金等と同じにすることにより、収納処理や滞納整理の充実を図るため、当該条例の一部を改正しようとするものです。

議案第53号 筑前町営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、公営住宅法が一部改正され、町営住宅の入居収入基準について条例で定めることとなったこと及び町営住宅の入居に際しての資格基準並びに選考方法等を変更する必要があるため、当該条例の一部を改正しようとするものです。

議案第54号 筑前町営住宅等整備の基準に関する条例の制定につきましては、前号の関係法律の施行に伴い、公営住宅法が一部改正され、公営住宅及び共同施設の整備基準について、政令で定める基準を参酌して条例で定めることとなったため、当該条例を新たに制定しようとするものです。

議案第55号 筑前町営住宅専用水道に係る水道技術管理者に関する条例の制定につきましても、同様に関係法律施行に伴い、水道法が一部改正され、水道技術管理者の資格基準について、政令で定める資格を参酌して条例で定めることとなったため、当該条例を新たに制定しようとするものです。

議案第56号 平成24年度筑前町一般会計補正予算（第6号）につきましては、補正額計517,237千円を追加し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ12,191,855千円とするものです。

主な補正内容としましては、

・福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う返還金の一部を基金積立する財政調整

	<p>基金元金積立 279,267千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同じく基金組合の解散に伴う公債費繰上償還を含めた公債費 109,954千円 ・平成30年度水資源機構宮岡筑平野用水二期事業負担金の一括償還に備えた農業振興基金元金積立 65,000千円 ・7月の梅雨前線豪雨による災害復旧事業精査による災害復旧費 33,400千円などを追加するものです。 <p>議案第57号 平成24年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、補正額62,185千円を追加し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ3,478,126千円とするものです。</p> <p>議案第58号 平成24年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、補正額9,579千円を追加し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ309,553千円とするものです。</p> <p>議案第59号 平成24年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、補正額3,804千円を追加し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ12,306千円とするものです。</p> <p>議案第60号 平成24年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、補正額7,349千円を減額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ1,196,163千円とするものです。</p> <p>議案第61号 平成24年度筑前町水道事業会計補正予算(第3号)につきましては、収益的支出の予算額を8,280千円減額し、収益的支出予定額を355,308千円とするものです。</p> <p>議案第62号 平成24年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、補正額205千円を追加し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ971千円とするものです。</p> <p>以上が、本日提案します議案等の提案理由でございますが、いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、あいさつ並びに提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第4	
議長	<p>日程第4 諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>人権・同和对策室長</p>
人権・同和对策室長	<p>改めましておはようございます。</p> <p>早速でございますが、お手元の議案書の3ページをお願いいたします。</p> <p>諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」</p> <p>人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。</p> <p>本日付提出、町長名でございます。</p> <p>氏名 前田嘉志美</p> <p>住所 福岡県朝倉郡筑前町大塚</p> <p>提案理由、人権擁護委員の前田嘉志美氏が、平成25年3月31日をもって任期満了となるので、再任のため候補者として推薦しようとするものであります。</p> <p>諮問第2号の参考資料ということで、経歴書を1枚お手元のほうにお配りしていると思っております。</p> <p>裏面のほうに経歴書を載せておりますが、一番下の行でございます。</p>

	<p>筑前町の人権擁護委員さん、平成22年4月1日から現在まで至っております。来年の3月で1期目の3年間の任期を終わられようとしているところでございます。ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようです。 これから、討論を省き、採決したいと思います。 これに、ご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を、採決します。 諮問第2号は、これに同意することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。 したがって、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、同意することに決定いたしました。</p>
日程第5	
議長	<p>日程第5 報告第9号「平成24年度筑前町土地開発公社の決算(清算)について」を、議題とします。 報告を求めます。 財政課長</p>
財政課長	<p>議案書の4ページをお願いいたします。 報告第9号「平成24年度筑前町土地開発公社の決算(清算)について」 標記のことについて、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 別冊の平成24年度筑前町土地開発公社決算(清算)に関する報告書をお願いいたします。 今回の報告につきましては、土地開発公社が解散をしたことによりまして、決算と清算を同時に報告をさせていただくということになります。 別冊の資料の、1枚めくっていただきますと、左側に目次を掲載しておりますが、15ページとなっております。その内の7ページまでが土地開発公社の決算、それから8ページから15ページまでが清算という形になりますので、そういった形での報告をさせていただきます。 土地開発公社につきましては、6月の議会で議決をいただいて解散をし、そして9月の議会において残余財産等の予算等の議決をいただいております。 その後官報におきまして広報を行い、清算人会を11月7日に行いまして、最終的な清算が終わっておりますので、前段にご報告を申し上げます。 それでは1ページ、財産目録について、説明を申し上げます。 解散をしました7月13日現在の財産でございますが、資産の部として、普通預金366,193円と62,897円、定期預金が1,800万ということで、預入先につきましては、右に記載のとおりでございます。合計しますと18,429,090円でございます。 2ページでございますが、貸借対照表を付けております。これは、ご覧いただきました</p>

	<p>いと思います。</p> <p>損益計算書、3ページでございます。</p> <p>今回費用といたしまして、委託料28,800円。これにつきましては、理事、幹事の後退が年度末であっておりますので、その関係の当期の委託料でございます。</p> <p>それから旅費15千円、5月21日に解散のための理事会、それから23年度決算等の理事会を行いました。そのおりの費用弁償でございます。合計の43,800円ということでございます。</p> <p>飛びまして、6ページをお願いいたします。</p> <p>基本財産の明細でございますが、定期預金が18,000千円、右に記載のところに預け入れでございます。それから、運用財産明細としまして、普通預金366,193円、それから62,897円、合計の42万9,090円、右に記載のところに預け入れでございます。</p> <p>これで一応決算が終わりまして、続いて清算のほうの説明を申し上げたいと思いますので、8ページをお願いいたします。</p> <p>財産目録でございますが、資産の部、普通預金258,822円、62,905円、それから定期預金18,000千円、右に記載のところに預け入れでございます。合計が18,321,727円でございます。</p> <p>9ページをお願いいたします。貸借対照表でございます。</p> <p>資産の部、今申し上げましたものでございますけれども、流動資産が18,321,727円、内訳は記載のとおりでございます。</p> <p>それから、負債及び資本としまして、負債はございません。資本が基本金、基本財産が18,000千円、準備金としまして、前期繰越剰余金429,090円、当期欠損金107,363円、資本の合計が18,321,727円でございます。</p> <p>10ページをお願いいたします。損益計算書でございます。</p> <p>費用といたしまして、販売費及び一般管理費109,328円でございますが、この内訳としましては、旅費18千円。11月7日に清算人会をしたおりの費用でございます。</p> <p>それから、役務費91,328円、これにつきましては、債務等の広報を官報で行いました関係の、官報3回掲載分でございます。合計しまして107,363円でございます。</p> <p>収益でございますけれども、収益としましては、事業外収益1,965円、これにつきましては、受取利息でございます。</p> <p>13ページをお願いいたします。</p> <p>基本財産明細でございますけれども、定期預金が18,000千円、普通預金258,822円と62,905千円、合計の321,727円でございます。</p> <p>15ページをお願いいたします。</p> <p>財産の処分結果でございますけれども、ただ今ご報告を申し上げました財産等につきまして、一番下を書いておりますが、定期預金、普通預金を解約をいたしまして、残余財産18,321,727円を平成24年10月31日に筑前町へ帰属いたしておりますので、ご報告を申し上げます。</p> <p>なお、この金額につきましては、11月に公共施設整備基金へ積み立てたところでございます。</p> <p>以上で、報告を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>河内議員</p>

河内議員	内容についてじゃないんですけれども、ちょっと細かいことなんですが。 キャッシュフローの計算書の中の一番下ですね、預入期間、誤字が、間違っている ので、両方とも、7ページと14ページ、「きかん」の「機」は、「期日」の「期」で はないかと思いますが、両方とも訂正をお願いします。
議 長	財政課長
財政課長	失礼いたしました。確かに「期日」の「期」でございました。失礼いたしました。 それと、申し訳ございませんが、10ページの損益計算書の費用の一番下の合計額、 ここがですね、金額が「1965」と書いておりますが、たいへん申し訳ございませ ん。107,363円ですか、そういうことでご訂正をお願いしたいと思います。よ ろしくお願いします。
議 長	他にございませんか。 これで、質疑を終わります。 これで、報告第9号「平成24年度筑前町土地開発公社の決算の報告」を、終わり ます。
日程第6	
議 長	日程第6 承認第6号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、議題 とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	議案書の5ページをお願いいたします。 承認第6号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条 第3項の規定により報告し、承認を求めます。 本日提出、町長名でございます。 提案理由、平成24年12月16日執行の第46回衆議院議員総選挙及び第22回 最高裁判所裁判官国民審査に要する経費について、筑前町一般会計予算を補正する必 要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分をしたもので ある。 平成24年専決第5号、専決処分書。 平成24年度筑前町一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条 第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。 平成24年11月19日、町長名でございます。 別冊の補正予算書（第5号）をお願いいたします。 1ページでございます。 平成24年度筑前町一般会計補正予算（第5号） 平成24年度筑前町の一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。 歳入歳出の補正でございます。 第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,000千円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,674,618千円とする。 内容の説明を申し上げます。 4ページをお願いいたします。 事項別明細書でございますが、4ページ歳入でございます。 今回の補正につきましては、歳入としましては県支出金10,000千円、それか ら前年度の繰越金1,000千円、合計11,000千円を予定しております。 5ページ、歳出でございますけれども、総務費、補正額11,000千円、財源内 訳は記載のとおりでございます。

	<p>それでは、内容の説明を申し上げますので、7ページをお願いいたします。</p> <p>最初に、歳出から説明を申し上げます。</p> <p>2款4項3目衆議院議員選挙費、補正前の額、ございません。補正額11,000千円、合計11,000千円。</p> <p>内訳でございますが、3節の職員手当1,578千円、選挙管理事務局の職員等の手当てでございます。</p> <p>8節報償費4,224千円、投開票事務に従事します職員の経費でございます。</p> <p>9節旅費918千円、費用弁償、選挙管理委員、投票管理者あるいは開票管理者、そういった方々の費用弁償でございます。それから、普通旅費10千円でございますけれども、選挙打ち合わせ等の説明会の旅費でございます。</p> <p>それから需用費1,178千円でございますが、消耗品につきましては942千円、事務用品でございます。それから燃料費、灯油代28千円、それから印刷製本費、入場券あるいは書籍等の購入費でございます。104千円。</p> <p>それから食糧費でございますが、同じく104千円。当日の選挙管理委員、あるいは投票管理者、投票立会人、期日前投票の管理者等の昼食代でございます。</p> <p>12節役務費1,288千円、通信運搬費でございます。入場券等の発送料でございます。</p> <p>13節委託料でございますが、1,437千円。ポスター掲示場設置委託料、以下ここに掲載のとおりでございます。</p> <p>14節使用料及び賃借料77千円、投票所借上料他、ここに記載のとおりでございます。</p> <p>18節備品購入費300千円、備品につきましては、プリンターそれからキャビネット等、選挙事務に必要なものを一応予定をしておるところでございます。</p> <p>それから、歳入でございます。6ページをご覧くださいと思います。</p> <p>16款県支出金、3項県委託金、2目の総務費県委託金、補正前の額41,011千円、補正額10,000千円、計の51,011千円でございます。</p> <p>3節の選挙委託金10,000千円、衆議院選挙の執行委託金でございます。</p> <p>20款繰越金、1項1目繰越金、前年度繰越金1,000千円を予定をしておるところでございます。補正後の額226,214千円になりますけれども、今回の補正につきましては、一応前回、平成21年の衆議院議員選挙、これらの費用を一応目途としまして、参考にしながら予算編成をしておるところでございます。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>川上議員</p>
川上議員	<p>どこの自治体もですね、この選挙後の開票時間の短縮ですか、それに力を注いでおられると思います。本町におきましても、当然頑張っておられると思うんですが、今度の選挙で、何かそこら辺の短縮についてですね、何か取り組みがあれば教えてください。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>お答えいたします。</p> <p>もう以前から準備をしておりますけれども、読み取り機と計数機で開票時間の短縮を図っておるところでございます。以上でございます。</p>
議長	川上議員
川上議員	<p>これはもう以前からそういう取り組みですか。それとも今回からですか。</p> <p>それによってどのくらい時間が短縮される予定か、いろいろ計画性があるのか、あ</p>

	れば教えてください。
議 長	総務課長
総務課長	<p>お答えいたします。</p> <p>確か前々回ぐらいからですね、読み取り機を入れ、計数機も数を揃えて短縮したと思いますが、今のところこれ以上にはですね、機具が非常に高いものはございますけれども、これで前からは相当短縮されたというふうには聞いております。以上でございます。</p>
議 長	川上議員
川上議員	<p>別に関係はないと思うんですが、開票の台ですね、ああいうふうなものが、高さも非常に影響するようなことも、この頃開票の中ですね、腰を痛めたりとか、いろいろなやっぱり考え方を取組んであるような自治体もあるようですから、別にどうのこのじゃなくてですね、ぜひスムーズな開票を行っていただいて、早く住民の方にお知らせできるように頑張っていただきたいと思います。以上です。</p>
議 長	一木議員
一木議員	<p>7ページでございます。2点質問をさせていただきます。</p> <p>1点目が委託料でございます。</p> <p>一番上のポスター掲示場の設置委託料が582千円ということでございますけれども、これについては、設置後の、今度は撤去というのがございますけれども、それも含めたところであるのかということですね、1点目お尋ねをしたいと思います。設置があれば撤去もということでございます。</p> <p>それから、その下のほうで投票所スロープ設置委託料ということで49千円でございますけれども、どちらの投票所であるのか。仮設のものなのかと思われましても、どういった内容のものを、スロープ設置、予定をされてあるものかということをお尋ねしたいと思います。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>お答えいたします。</p> <p>まず、ポスター掲示設置委託料ということでございますけれども、この中には撤去費用も一緒に含まれております。</p> <p>それから、スロープでございますが、東小田小学校において投票を行っておりますけれども、投票所の入り口がですね、運動場側からすぐのところの横口から入っておりますもんですから、そこにスロープを付けておるとということでございます。以上でございます。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>国県の委託料が10,000千円ということで、それ以内でおさめるのが本当だろうと思うんですが、町の一般財源から100万出ていますが、その100万はどの部分に当たるのか、お尋ねします。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>お答えいたします。</p> <p>国県の支出金が10,000千円というのは全く確定をいたしておりません。実績報告等で確定をいたしますけれども。</p> <p>前回の衆議院総選挙のときに大体1,000万程度が交付をされたということで、とにかく選挙日程が決まってすぐ専決を行っておりますので、そういう見込みの中で、ただ幅を持たせるという意味で一般財源100万を付けていただいているところでございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p> <p>これで、質疑を終わります。</p>

	これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから承認第6号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、採決します。 本件は、承認することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、承認第6号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。
日程第7～ 日程第22	
議長	会議規則第35条の規定により、日程第7から日程第22までを一括議題とします。 お諮りします。 一括議題とした日程第7 議案第47号から日程第22 議案第62号までは、議案の説明のみ行いたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは、順次議案の説明を求めます。 財政課長
財政課長	議案書の7ページをお願いいたします。 議案第47号「福岡県市町村災害共済基金組合理約の変更について」 地方自治法第286条第1項の規定により、福岡県市町村災害共済基金組合理約を別紙のとおり変更する。 本日提出、町長名でございます。 提案理由、福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う事務の承継について、地方自治法施行令第218条の2の規定に基づき、規約により特別の定めをするため、福岡県市町村災害共済基金組合理約を変更する必要が生じたので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。 8ページでございます。 福岡県市町村災害共済基金組合理約の一部を改正する規約。 福岡県市町村災害共済基金組合理約の一部を次のように改正する。 本則に次の1章を加える。 第6章 雑則 解散に伴う事務の承継でございます。 第21条、この組合が解散した場合には、福津市がその解散に伴う事務を承継する。 附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による知事の許可の日から施行する。 今回のこの改正につきましては全協でも申し上げましたように、解散する前に、規約の中に特別の記で設けておかなければ、解散後の決算審査、決算の認定、そういったものが構成市町村、60市町村になりますけれども、でなければならぬということになりますので、この規約の変更をするものでございます。 次に、9ページをお願いいたします。

議案第48号「福岡県市町村災害共済基金組合の解散について」

地方自治法第288条の規定により、平成25年3月31日限り、福岡県市町村災害共済基金組合を解散する。

本日提出、町長名でございます。

提案理由、福岡県市町村災害共済基金組合は、災害に関する費用に充てるため、福岡県内の市町村が互助共済の方式によって行う積立金に関する事務を共同処理していたが、近年、国の災害に対する財政支援措置が充実されたため、当該組合を解散することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

昭和48年4月にこの組合は設立されまして、来年解散ということで40年間でございます。40年間の幕を閉じるということで、提案理由を申し上げましたように、近年は阪神大震災、それから昨年の大震災というような形で、こういった災害等につきましても、非常に国の財政支援が手厚くされたということで、この組合の基金を活用される自治体がなくなってきたということで、今回の解散ということになったようでございます。

次に、10ページでございます。

議案第49号「福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について」

地方自治法第289条の規定により、福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分を別紙のとおり関係市町村の協議の上、定めるものとする。

本日提出、町長名でございます。

提案理由、福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について定めるため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

11ページでございます。

財産処分に関する協議書。

地方自治法第289条の規定により、福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分を次のとおり定める。

1 組合を構成する市町村に帰属させる財産は、次のとおりとする。

- (1) 普通納付金
- (2) 任意納付金

それから2としまして、福岡県自治振興組合に帰属させる財産は、次のとおりとする。

福岡県公営競技収益金均てん化基金でございます。

日付につきましては、全市町村の議決がなされた後に、それが整い次第組合のほうから期日を定めて、そして一括して知事のほうと協議されるということで空欄となっておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

町長名でございます。

それから12ページ、参考としまして、財産目録を付けております。

1の市町村に帰属させる財産でございます。まだ見込額ということになっております。数字的には変わらないだろうということでございますが、まだ3月まで当分の間でございます。その間どういった出費があるか分からない点もあるということも聞いておりますが、今現在におきます財産としましては、本町分としましては44番でございます。普通納付金が265,955,909円、任意納付金が49,964,119円、合計315,920,028円。これが本町に帰属される財産でございます。帰属予定日は3月25日と聞いております。

それから、下のほうに2としまして、福岡県自治振興組合に帰属させる財産としまして、福岡県公営競技収益金均てん化基金でございますが、これも見込額でございま

	<p>すが、これにつきましては、124,979,389円ということで、この均てん化基金につきましては、公営競技を行っておる市町村が金を出し合って積み立てられておるお金でございます、本町はお金は出しておりませんが、使用についてはですね、自治振興組合に帰属されるということになっておりますので、ここは市町村の職員研修所がございます。ここで活用されるということになりますので、おのずと本町も利用できるよくなるということでございます。</p> <p>以上で終わります。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>議案書の13ページをお願いいたします。</p> <p>議案第50号「筑前町情報公開条例の全部を改正する条例の制定について」標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由でございます。</p> <p>情報公開を適切に推進するにあたり、大量請求等の社会情勢に対応するため、筑前町情報公開条例を全部改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。</p> <p>内容の説明の前にお断りを申し上げますけれども、今回の全部改正は、条文が35条ございましてたいへんボリュームがあり、相当の時間を要するという事を考えております。そのために12月4日開催の全員協議会で、この条例の制定経過、主な改正の内容を説明し、また、配布いたしました新旧対照表で詳しく説明を申し上げておりますので、簡潔に要点のみ説明をさせていただくことをご了解いただきたいと思います。</p> <p>それでは14ページでございます。</p> <p>筑前町情報公開条例の全部を改正する条例。</p> <p>この条例は、第1章の総則から第5章雑則、そして施行日を定めた附則で構成をされておるところでございます。</p> <p>第1章総則でございます。</p> <p>第1条の目的は、現行条例とほぼ同じ内容でございますから説明を省略いたしますけれども、2行目ま中の「町が保有する公文書」、これにつきましては、現行では「町が保有する情報」となっています。これにつきまして、近隣の市町村条例を参考にしたこと、あるいは情報公開、個人情報保護審査会の意見もしっかり聞きながら、今回「公文書」に改めているところでございます。</p> <p>第2条では、定義を定めております。</p> <p>実施機関、公文書、公文書の開示、請求者の定義を定めておるところでございます。</p> <p>第2号のただし書きのア、イ、ウは、国の法律に合わせて、新規に適用除外とする公文書を定めたものでございます。</p> <p>15ページでございます。</p> <p>第3条は新規の条文でございます、実施機関の責務を定めたところでございます。</p> <p>第1項では、公文書の開示請求の権利が十分尊重されるように運用すること。</p> <p>第2項では、個人情報の保護に最大限の配慮をすることを規定をいたしております。</p> <p>次に第4条、これも新規の条文でございます、利用者の責務を定めております。</p> <p>第1項で、この条例の目的に即し、適正な請求と公文書の開示を受けたときは、適正に用いなければならないこと。</p> <p>第2項では、開示された情報の濫用と他者の権利侵害をしてはならないこととして</p>

おるところでございます。

次に、第2章、公文書の開示でございます。

第5条の開示請求権、第6条の開示請求の方法は、現行と同じ内容でございますので、説明を省略いたします。

第7条の公文書の開示義務です。

これも基本的に現行と同じでございますが、2行目の「不開示情報」となっておりますけれども、現行では「適用除外情報」でございました。「不開示情報」というのが一般的に使われている用語でございますので、改めておるところでございます。

第8条は、不開示情報を規定をしております。

基本的に現行条例と同じでございますけれども、第1項第1号のただし書きで、不開示の除外を規定をしております。

16ページに入りまして、その中のウについては、現行のものを具体的に表現をしておるところでございます。特に公務員の職務の遂行に係る情報の場合は、当該公務員の職指名は開示することができるということを、規定をいたしておるところでございます。

少し飛びます。17ページでございます。

第9条でございます。部分開示に関する規定でございます。

現行と同じでございますので、説明を省略いたします。

第10条、公文書の存否応答拒否に関する規定でございます。新規に定めるものがございます。

この規定は、開示請求されたことに対して不開示とすることを答えることで、その情報の存在があることを知らせることになる場合、開示請求を拒否する規定でございます。これについては一般質問で、具体的な事例を申し上げて説明をしたところがございます。

第11条、公益上の理由による裁量的開示に関する規定でございます。

現行条例と同じでございますけれども、これは、行方不明者の搜索等で開示請求があった場合に開示することができる規定でございます。

第12条、開示請求に対する決定及び通知の規定です。現行と同じでございます。省略をいたします。

次に、18ページでございます。

第13条、開示決定等の期間に関する規定でございます。

これも現行と同じ内容でございますが、請求の翌日から起算して14日以内に決定をしなければいけないこと、2項で、事務処理上の困難などの場合については、14日を延長することができるというふうにしておるところでございます。

ここの第3項でございますけれども、新たに追加したみなし規定でございます。 「14日以内に決定しないときは、開示しない決定をしたとみなす」という規定でございます。

第14条、新規の条文でございます。

開示決定等の期間の特例を規定をしておるところでございますが、これは、開示請求に係る公文書が著しく大量であるとき、その他やむを得ない理由のとき、前の条で示しました、28日以内にすべてを開示決定することが困難である場合については、請求者に理由を付して期間の延長をすることができるというふうにしておるところでございます。

第15条でございます。第三者に対する意見書提出の機会の付与等を規定していません。

現行条例でも開示請求に係る公文書に、第三者に対する情報が記載されている場合

については、第三者の意見を聞くことを規定しておりますけれども、それを具体的に記述し、第三者に意見書の提出を、機会を与えることを規定をしているところがございます。

次に、19ページでございます。

第16条、開示の実施、第17条、法令または他の条例による開示の実施と調整、第18条、手数料等につきましては、現行と同様の趣旨で規定をしておりますので、説明を省略したいと思います。

第3章、不服申立て等。

第19条、審査会への諮問について規定をしております。

これも現行と同様の趣旨で規定をしておりますけれども、不服申し立ての期間等について、行政不服審査法に、60日以内というふうに期間が定められておりますので、この部分については法で整備されておりますので、規定は除外をしたところがございます。

また、20ページでございます。

第2項、第1項に、不服申立人に、これも行政不服審査法に規定をされている「参加人」というのを、追加規定をしておるところでございます。

次に、第20条でございます。

第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続きの規定でございます。これは、新規の条文でございます。

これは、第15条で、第三者に関することを規定しています。その第三者に対する棄却の手続きを定めたものでございます。

第21条、筑前町情報公開・個人情報保護審査会に関する規定でございます。

審査会の組織運営に関する事項は規則で定めますので、今回削除しておるところでございます。その他は現行どおりでございます。

第22条、審査会の調査権限でございます。

それから21ページ、第23条、意見の陳述、第24条、提出資料の閲覧等、新たに条項を起こしたのもございますけれども、現行どおり内容で規定をしておりますので、説明を省略いたします。

第25条、調査審査手続の非公開の規定は、現行は公開しないことができるとしておりましたけれども、今回審議会の調査、審議の手続きは公開しないこととしております。これは、他団体の条例及び審査会の意見を踏まえて非公開としたものでございます。

第26条、答申です。

審査会は諮問を受けて90日以内に答申しなければいけないことなどを、現行と同様のことを定めておるところでございます。

第27条、諮問実施機関の裁決等の規定でございます。

答申の尊重、答申を受けて7日以内の裁決決定をしなければならないことを定めております。

次に、22ページでございます。

第28条、審査会の組織、運営について、規則に委任する規定を定めております。

第4章、情報公開の総合的な推進。

第29条、情報公開の総合的推進、第30条、出資法人等の情報公開、いずれも現行でございますので、説明を省略いたします。

第31条でございます。一部事務組合等への協力要請の規定でございますが、現行では、町が加入している一部事務組合、広域連合となっておったものを、1号で、出資法人等、それから地方自治法第244条の2第3項にあります指定管理者を追加し

ておるところでございます。

第32条でございます。会議の公開の規定でございます。

実施機関及び付属機関の会議の公開の原則と、ただし書きで公開しない会議を、規定をしておるところでございます。

23ページでございます。

第5章、雑則でございます。

第33条、公文書の管理、第34条、運用状況の報告及び公表について、現行どおりでございますので、説明を省略いたします。

第35条は、規則への委任でございます。

附則でございます。

今回の全部改正でございますが、改正部分が大量にあることから、住民への周知期間、条例施行、規則等の整備等がございますので、平成25年4月1日からの施行ということで考えているところでございます。

以上、説明を終わりたいと思います。

続きまして、議案書の24ページでございます。

議案第51号「筑前町個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定について」

標記の条例を別紙のとおり提出する。

本日付、町長名。

提案理由でございます。

個人情報の保護を適切に推進するにあたり、公益上の理由により裁量的開示等の社会情勢に対応するため、筑前町個人情報保護条例を全部改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。

この個人情報保護条例の全部改正につきましても、これは、条文が47条ということで、たいへんまたこれもボリュームがございます。相当の時間等も要しますので、先ほど申し上げましたように、12月4日開催の全協で詳しく説明等、資料の提供等を行っておりますので、簡潔に要点のみ説明することをご了解いただきたいと思います。

25ページでございます。

筑前町個人情報保護条例の全部を改正する条例。

この条例は、第1章総則から第8章罰則、そして附則で構成をしたところでございます。

第1章、総則、第1条、目的について、基本的に現行と同趣旨で規定をしておりますので、省略いたします。

第2条では定義を定めております。

第1号のアで、法人等の役員に関する情報を加えておるところでございます。

それから第3号では、情報公開条例と同様の公文書の定義を定めておるところでございます。

次に26ページ、第7号で、審査会を追加をしておるところでございます。

第3条、実施機関の責務の規定です。

ここでは現行条例にありました、実施機関の職員の責務を新たに4条として条を起こしておるところでございます。内容については現行と同じでございますから、説明を省略いたします。

第5条は、事業者の責務です。

第6条は、町民等の責務で、2行目中ほどからでございますが、個人情報の取り扱いにあたっては、「当該他人の権利及び利益を侵害することのないように努めなければならない」を、追加しておるところでございます。

	<p>第7条でございます。</p> <p>適用上の注意を新しく追加をいたしております。内容は、事業者及び町民等の権利と自由を不当に侵害することがあってはならないという内容でございます。</p> <p>次に、第2章、個人情報の取り扱い。</p> <p>これは、現行では「個人情報の収集」となっておりますけれども、国の法律、他の自治体でも「取り扱い」というのが一般的でありますので、改正をしておるところでございます。</p> <p>第8条でございます。保管等の一般的制限でございます。</p> <p>現行は、「必要最小限及び適正収集の原則」となっておりますけれども、一般的に、これも「保管」という表現が使われておりますので、改正をしておるところでございます。</p> <p>第9条、業務の登録は、現行条例に、27ページの第5項でございますけれども、第2号の第5項に、27ページの第5項で、人事記録を登録の適用除外として新たに追加をしておるところでございます。</p> <p>次に、第10条でございます。</p> <p>収集の制限、これも一般的に使われている表現といたしておるところでございます。個人情報は本人から直接収集しなければならない規定でございます。</p> <p>ここでは第2項の第5号に、所在不明や心神喪失等で本人から直接収集することができない場合、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるときは、本人以外からも情報収集ができる規定を、追加をしておるところでございます。</p> <p>次に、28ページでございます。</p> <p>第11条、目的外利用及び外部提供の制限を、規定をしております。</p> <p>第1項、第2項は現行どおりでございます。</p> <p>第3項の5号でございますが、実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上必要があると認めたときというふうに、ここでは改正をしておるところでございます。</p> <p>第12条、オンライン結合による提供の制限でございます。</p> <p>現行規定を具体的表現で制限をいたしております。法律の定めがある場合など、適用除外規定を新たに定めておるところでございます。</p> <p>29ページでございます。</p> <p>第13条、適正管理は、現行条例の内容を少し具体化して規定をしておるところでございます。</p> <p>第14条、個人情報管理責任者、現行条例の一部を分離して、新たに条を起こしております。</p> <p>第2項、保管状況の点検、所属職員に対する指導、監督など、管理責任者の任務を、追加規定をしておるところでございます。</p> <p>第3章でございます。</p> <p>個人情報の開示請求等の権利でございます。</p> <p>第15条、開示請求権の規定でございます。</p> <p>現行条例では、開示請求権を「町民等」にしておりましたけれども、実施機関には町民以外の個人情報も保管をされておりますので、「何人」にも改めておるところでございます。</p> <p>第2項では、未成年者、成年被後見人等の代理人が、第3項で死者の個人情報を、規則で定める相続人が請求できることを、今回定めております。</p> <p>次に、第16条でございます。</p> <p>個人情報の開示義務は、現行では開示しないことができる個人情報となっておりますけれども、一般的に使われている表現に改正をしておるところでございます。</p>
--	---

第1項で、不開示情報以外は開示しなければならないことを、規定しております。

第1項の第3号は、開示請求をされた個人情報の中に第三者の個人情報が含まれている場合を想定して、規定をしておるところでございます。

以下、第4号から第9号まで、不開示情報の規定を、国の法律を参考に追加したり削除したりしておるところでございます。内容の説明は省略したいと思います。

31ページをお開きいただきたいと思います。

第2項でございます。

部分開示に関する規定でございます、現行と同様の趣旨でございます。

次に、第17条、個人情報の存否応答拒否でございます。

これについては、個人情報のほうでは現行でも定めておりましたけれども、新たに条を起こして規定をしたところでございます。内容については、情報公開条例と同じでございます。

第18条、公益上の理由による裁量的開示で、新規の規定でございます。

不開示情報であっても、個人の権利、利益を保護するため、必要あるときは個人情報を開示できる規定でございます。これにつきましても行方不明者等の検索の場合等が考えられるというふうに考えております。

第19条でございます。

訂正請求権から、32ページの第23条、請求に対する決定までは、現行条例の趣旨で規定をしておるところでございます。

ただし第23条の期日の関係でございますけれども、改正情報公開条例同様に、請求があった日の翌日から起算することに改めておるところでございます。これまでは「請求があった日から」になっておりましたけれども、同様のことに変えておるところでございます。

第24条でございます。

第三者に対する意見書提出の機会の付与等でございます。新規に追加したものでございます。

国の法律、他の自治体にも規定をされておまして、内容は第1項で、開示請求に係る個人情報に町や国等及び開示請求者以外の者に関する情報が含まれている場合は、その第三者に意見書の提出機会を与えることができるという内容でございます。

第2項、第3項は、手続きに関することを定めておるところでございます。

33ページでございます。

第25条、開示請求に係る個人情報が不存在の場合の手続きで、これも新規に追加したものでございます。

開示請求を受けた個人情報、実施機関が保有していない場合の手続きでございます。

第26条、開示等の実施です。

開示の方法等を規定したもので、現行と同様の趣旨で規定をしておるところでございます。

第27条、他の制度との調整でございます、趣旨は現行どおりでございますが、国の法律を参考に、具体的に記述をしたところでございます。

第28条、手数料の規定です。現行どおりでございます。

34ページ、第4章、不服申立て等。

現行では異議申立てとしておりましたけれども、国の法律及び他の自治体条例に使われている不服申立て等に改正をしております。

第29条、審査会への諮問。

基本的に現行どおりでございますけれども、行政不服審査法に定めがある不服申立

て機関の6条については削除をしておるところでございます。

第1項の第1号から第5号は、具体的な手続きを定めております。説明は省略いたします。

第30条、第三者からの不服申立てを棄却する場合における手続きを定めております。今回の改正条例に追加をいたしました、第三者の個人情報がある場合を想定し、その棄却手続きを規定をしたものでございます。

35ページでございます。

第31条でございます。諮問に対する答申の尊重。情報公開条例と同様に、答申の尊重を規定しておるところでございます。

第32条、審査会の権限、これも情報公開条例同様に審査会の権限を規定しておるところでございます。

第5章、個人情報処理受託者等の個人情報の保護、勧告等ということで、現行では受託者、事業所という表現でございますけれども、一般的に使われており、分かりやすくするために、この名称を改正をしておるところでございます。

第33条、個人情報処理受託者の義務等、現行どおりでございます。

受託者は個人情報の保護について、実施機関と同様の義務を負うことを、規定をしておるところでございます。

第34条、指定管理者の義務等、新規に追加するもので、指定管理者について、その指定業務の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を課すことを、規定をしております。

第35条、事業者に対する措置、それから36ページの36条、違反事実の公表は、現行どおりでございますので、省略をいたしたいと思っております。

第6章、出資法人等の義務及び国等への要請。新たに章を起こしております。

第37条、出資法人等の義務、新たに追加をしております。

町が出資、財政上の援助をしている法人は、法人、団体は個人情報の保管等に対して実施機関に準じた保護措置の協力を要請するものでございます。

第38条、国等との協力。

現行では「国への要請」としておりましたけれども、他の自治体も参考に、国等と相互に協力し合う内容に改正をしておるところでございます。

第7章、雑則でございます。

苦情の処理、新規追加です。国の法律を参考に規定をいたしました。

第40条、町長の調整、他の自治体を参考に規定をしておるところでございます。

第41条、運用状況は現行どおりです。

第42条は、規則への委任事項でございます。

第8章、罰則でございます。

37ページ、43条、この罰則から第47条まで、新たに追加した指定管理者、第45条の本町の区域外で行った罪の適用、その他は一部表現が違いますけれども、現行どおりの内容で規定をしておるところでございます。

次に、附則、1で、施行日は、周知期間、規則等の整備がございまして、平成25年4月1日としておるところでございます。

2つ目でございます。

経過措置は、施行日前に実施機関が行った個人情報の収集等は、この条例施行後はこの条例を適用する規定でございます。

3でございます。

これは、読替え規定でございまして、第9条2項の「実施機関は、個人情報取扱い業務を開始しようとするときはあらかじめ」という表現がございまして、「を、現に

	<p>行っているときは、この条例施行後速やかに」というふうに読替える規定でございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	健康課長
健康課長	<p>議案書の38ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>議案第52号「筑前町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由、後期高齢者医療保険料の納期を他の税目及び各種料金と同じにすることにより、収納処理や滞納整理の充実を図ろうとするものである。これが、この条例案を提出する理由でございます。</p> <p>次のページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>改正しようとする部分につきましては、4条、第9期の納期を、議案のとおり、3月31日までの部分を、3月28日に変更しようとするものでございます。</p> <p>理由としましては、年度末が土日にかかりますと、納期限が4月となり、その徴収分の連合会への支払いが翌年度になることや、他の税などと違ってきますと、数年に1度、1年に1回の事務というようなことで、ミスの原因になりやすいということもございまして、事務の統一を図るために変更させてもらおうというものでございます。</p> <p>附則としまして、この条例は、25年の4月1日から施行したいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
休 憩	
議 長	<p>ここで、休憩をいたします。</p> <p>10時55分から再開をいたします。</p> <p style="text-align: right;">(10:45)</p>
再 開	
議 長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(10:55)</p>
議 長	都市計画課長
都市計画課長	<p>議案書の40ページでございます。</p> <p>議案第53号「筑前町営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由でございます。</p> <p>地域の自主性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、公営住宅法が一部改正され、町営住宅の入居収入基準について条例で定めることとなったこと及び町営住宅の入居に際しての資格基準並びに選考方法等を変更する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。</p> <p>条例の一部改正をする条例案は、41ページから44ページでございます。</p> <p>まず、条例改正の趣旨をご説明申し上げます。</p> <p>今回上程する案件は、いわゆる第1次地域自主性一括法が平成23年5月に公布され、公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、町営住宅管理条例の第5条、入居者の資格を一部改正しようとするものでございます。</p> <p>なお、第5条の一部改正が必要な項目のうち、入居者資格の同居親族要件が、平成</p>

24年4月1日をもって廃止されましたが、平成24年3月議会定例会で、それまでの規定どおり、同居親族等を有する世帯の入居機会を狭めないように、入居者の同居親族要件を継続する措置を行い、また、高齢者や障がい者のほか、特に居住の安定を図る必要がある者については、単身での入居が可能なものとする関係条文の整備を行っております。

今回の町営住宅管理条例の一部改正においては、町営住宅入居者の資格に係る収入基準を定め、合せて入居者の選考方法等について改正を行うものでございます。

また、町営住宅管理条例の一部改正に連動して改正が必要な2つの条例についても、一部改正を行おうとするものでございます。

それでは、41ページの第1条、筑前町営住宅管理条例の一部を改正する条例の新旧対照表をお開きください。

現行の第5条、第1項、第2号の次に、入居者の収入基準を定めた第3号を挿入し、このことにより、3号から5号を、第4号から第6号にそれぞれ繰り下げを行います。

この第3号は、新たに収入基準を定めるもので、国の参酌基準を準用して、アの裁量階層世帯の場合、及びイの激甚災害等により財政支援を受ける世帯の場合の月収額を214千円と規定するものでございます。

ただし裁量階層の範囲について規定する(ア)から(ウ)のうち、(ウ)につきましては、小学校就学前の子どもがいる場合という国の参酌基準に上乘せ措置を行いまして、中学校就学の終期に達する者がある場合に適用範囲を拡大いたします。

ウはいわゆる一般世帯で、これも国の参酌基準を準用し、月収額を158千円と規定するものでございます。

次に、入居者の選考を規定する第8条です。

第8条の本文中現行の、「入居の申し込みをした者の数が入居させるべき町営住宅の戸数を超える場合」を、「入居の申し込みをした者で入居資格を有する者の数が入居させるべき町営住宅の戸数を超える場合」に改め、また、入居者の選考は一律公開抽選により行う旨を新たに規定いたします。

このため入居者選考委員会において、住宅の困窮度調査を判定して入居者を決定、また、住宅困窮順位の定めがたい場合は、公開抽選により入居者決定を行うことを規定しております第8条第2項から第4項までを削り、第5項を第2項とし、町長の特に入居規定に係る文言等の整理を行っております。

次に、43ページです。

第10条の住宅入居の手続きでは、現行の保証人の町内居住要件を削り、新たにただし書きで、保証人は県内居住者で、うち1名は町内居住者に条例を緩和し、入居申込者の負担軽減に配慮しようとするものでございます。

次に、第2条、筑前町附属機関に関する条例の一部改正と第3条、筑前町特別職の職員等で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてです。

第1条の筑前町営住宅管理条例の一部改正で、当該条例から入居者選考委員会の規定を削除したために、第2条及び第3条、各々の条例別表に定めております町営住宅入居者選考委員会の行を、別表から削除しようとするものでございます。

次に、45ページでございます。

議案第54号「筑前町営住宅等整備の基準に関する条例の制定について」

標記の条例を別紙のとおり提出する。

本日付、町長名でございます。

提案理由でございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、公営住宅法が一部改正され、公営住宅及び共同施設の整

備基準について、政令で定める基準を参酌して条例で定めることとなったために、本条例を制定する必要がある。これが、本条例案を提出する理由でございます。

新たに制定する条例案は、46ページから48ページでございます。

今回上程する案件は、いわゆる第一次地域自主性一括法が平成23年5月に公布され、公営住宅の整備は国土交通省令で定める整備基準に従い行わなければならない。また、事業主体は公営住宅の整備をするときは国土交通省令で定める整備基準に従い、これに合わせて共同施設の整備をするように努めなければならないという公営住宅法第5条の規定が、公営住宅の整備は国土交通省令で定める基準を参酌して、事業主体が条例で定める整備基準に従い行わなければならない。また、事業主体は、公営住宅の整備をするときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、事業主体が条例で定める整備基準に従い、これに合わせて共同施設の整備をするように努めなければならないと、改正されたことに伴い、法の規定に則して、新たに筑前町営住宅等整備の基準に関する条例を制定するものでございます。

基本的には、国土交通省令で定める基準に上乘せ、または張り出して規定を定め、あるいは省令で定める基準を制約、縮小する規定を定める必要はないために、本条例は、国が示す参酌基準に則して、第1条に、前述いたしました条例の趣旨、第2条に、この条例で使用する用語の定義、第3条に、町営住宅がその周辺の地域を含めた健全な地域形成づくりに資するように配慮して整備しなければならないという、整備に関する配慮義務、第4条から第11条に、町営住宅の環境、設置位置、敷地の状況及び設計の基準等に関する入居者、特に高齢者等に対する利便性、安全性の配慮義務と、建設費及び建設後の管理経費の縮減義務等々を規定し、第12条から第17条に、共同施設等を設置する場合の設置基準、第18条に、条例施行における委任規定を定めております。

また、附則で、この条例の施行期日と、現に存する町営住宅及び現在工事中の町営住宅についての経過措置を定めておるところでございます。

次に、49ページです。議案第55号です。

議案第55号「筑前町営住宅専用水道に係る水道技術管理者に関する条例の制定について」

標記の条例を別紙のとおり提出する。

本日付、町長名でございます。

提案理由です。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、水道法が一部改正され、水道技術管理者の資格基準について、政令で定める資格を参酌して条例で定めることとなったため、本条例を制定する必要がある。これが、条例案を提出する理由でございます。

新たに制定する条例案につきましては、50ページから51ページでございます。

今回上程する案件は、いわゆる第2次の地域自主性一括法が平成23年の8月に公布されまして、水道技術管理者は政令で定める資格を有する者でなければならないという、水道法第9条第3項の規定が、水道技術管理者は、水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、政令で定める資格を参酌して、当該地方公共団体の条例で定める資格を有する者でなければならないと改正されたことに伴い、法の規定に則して、新たに筑前町営住宅専用水道に係る水道技術管理者に関する条例を制定するものでございます。

水道技術管理者の資格につきましては、すでに9月議会の定例会でご承認をいただいたところでございますが、本町が管理する専用水道に係る資格基準については、水道法施行令第6条第2項に、簡易水道の用に供する水道の布設工事管理者たる資格

	<p>を有する者と定められております。</p> <p>9月議会でご承認いただいた水道の技術管理者の資格基準に準じまして、条例第2条、第1号に、簡易水道の用に供する水道の布設工事監督者たる資格を有する者と規定をいたし、以下、アからクに、簡易水道の用に供する水道の布設工事監督者たる資格として、学校教育による最終学歴、専攻科目ごとに要する卒業後の技術上の実務経験年数及びその他の資格要件並びに、次のページ渡りになりますけれども、第2号から第6号に、1号に定める要件以外で簡易水道の用に供する水道の布設工事監督者たる資格を有する者の要件を定めております。</p> <p>また附則で、この条例の施行期日を定めております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	財政課長
財政課長	<p>議案書の52ページをお願いいたします。</p> <p>議案第56号「平成24年度筑前町一般会計補正予算（第6号）について」平成24年度筑前町一般会計補正予算（第6号）を別冊のとおり提出する。本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の平成24年度筑前町一般会計補正予算（第6号）をお願いいたします。1ページでございます。</p> <p>平成24年度筑前町一般会計補正予算（第6号）。</p> <p>平成24年度筑前町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。歳入歳出の補正でございます。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ517,237千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,191,855千円とする。</p> <p>2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。</p> <p>6ページをお願いいたします。</p> <p>6ページ、事項別明細書の歳入でございます。</p> <p>歳入の内訳につきましては、款ごとに項目を掲載をしております。総額につきましては、先ほど申し上げました517,237千円でございます。</p> <p>7ページは歳出でございます。</p> <p>これにつきましても補正額は歳入同額でございます。財源内訳等を記載をしております。</p> <p>それでは、歳出から説明を申し上げます。12ページをお願い申し上げます。</p> <p>今回の説明につきましては、12月4日の日に、議会の全員協議会の中で資料を示しながら説明を申し上げましたので、主な点だけ概要を説明させていただきたいというふうに思っております。</p> <p>まず、最初に人件費の関係でございますが、それぞれの款に人件費が出てまいります。給与、職員手当、共済費、これの補正がございますけれども、これにつきましては、全協の中でも申し上げましたように、4月の人事異動あるいは退職者、休職者等がございます関係で、その額の調整等でございます。</p> <p>今回の補正、減額でございますが、総額で15,164千円の減額というふうになるものでございます。今後、人件費等の款ごとの説明については、省略をさせていただきます。</p> <p>では12ページ、1款議会費でございますが、人件費でございますので、説明を省略させていただきます。</p>

2款総務費、1項1目一般管理費、1節の報酬でございますが、減額の1,833千円。嘱託員報酬の減額でございますが、これにつきましては、2款3項1目の戸籍住民基本台帳費の組み替えでございます。

それから3目の財政管理費につきましては、人件費のため省略いたします。

13ページでございます。

7目財産管理費1,490千円の増額補正につきましては、本庁舎、農業トレーニングセンター、男女共同参画センター、公民館支館、総合支所、三輪小学校、三輪中学校、この7つの施設の電気関係のコンデンサー、トランス、この中に含まれておられると思われるPCBの含有検査並びに機器の取り換えの経費でございます。

次に、8目財政調整基金費から14ページでございますが、19目のそつたく基金費までにつきましては、元金や3月末見込みの利子を積み立てるものでございますが、ここでは元金の積立のみを説明させていただきたいと思っております。

8目財政調整基金費につきましては、市町村災害共済基金組合解散による返還金の一部を積み立てるものでございます。

11目地域振興基金費は、まちづくり自動販売機の売り上げによる募金の積立、それから12目公共施設等整備基金費につきましては、工業用地造成事業特別会計からの繰入金の積立でございます。

13目農業振興基金費につきましては、平成30年度に国営両筑2期工事の償還の一括償還がございます。それに充てるため積み立てるものでございます。

15目多目的運動広場整備等基金費につきましては、国有提供施設所在市町村交付金、これを積み立てるものでございます。

21目企画費、8節報償費、9節の旅費、11節需用費、総額803千円になりますけれども、これにつきましては、平和推進事業の平和メッセージ募集を行いまして、この応募者数が増加したことによりまして、これらの参加賞、審査回数の増加、県外入賞者等の旅費、あるいは表彰式における基調講演等を予定しておりますので、これらの講師等に充てるための補正でございます。

27目男女共同参画推進費につきましては、各種講座のうちに、0歳児の託児が非常に増えました関係で、スタッフ賃金が増えることによる増額補正でございます。

15ページをお願いいたします。

2款3項1目、1節報酬と9節旅費は、2款1項1目一般管理費から予算組み替えをいたしました1,882千円に、嘱託職員、遠距離通勤のための費用弁償の増額、それから休職者が出ました関係で、1カ月分の嘱託職員の追加を行いまして、それと報酬の単価の差額の減額、それから研修旅費等の減額を調整しまして、132千円の増額補正をするものでございます。

16ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費、28節繰出金につきましては、国保基盤安定負担金が、金額が確定したことによりますものと職員の人事異動によります減額でございます。

5目の老人福祉費、11節消耗品は、要援護者見守りや緊急時の要援護活動支援として、要援護者の支援に必要な情報収集ホルダー、1000名分を購入するものでございます。

19節の後期高齢者医療療養給付費負担金は、事業額の確定によって減額をするものでございます。

23節の介護予防事業費返還金は、事業額確定によります増額でございます。

この他に、23年度事業確定によって返還金等が出てまいりますけれども、返還金等につきましては、以下の説明について説明を省略させていただきます。

7目重度障害者医療対策費は、事業の確定により補助金が追加交付されました関係の財源の組み替えでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費と17ページの4目美和みどり保育所費につきましては、人件費のために説明は省略させていただきます。

5目児童措置費、19節は、私立保育所、管外保育の、主に0歳児の増加、それから保育の運営単価の改正によって増額補正をするものでございます。

それから、20節でございますけれども、20節はこども手当の支給認定期限が、24年3月31日までということではございましたけれども、6カ月間伸びまして、24年9月30日まで申請が受け付けとなったために、対象者の増額補正でございます。

次に、18ページをお願いいたします。

4款1項保健衛生費と2項1目清掃総務費は説明を省略させていただきます。

2目塵芥し尿処理費、これにつきましては、サン・ポートからの派遣職員の負担金と、それから松延新道区のごみ集積施設整備に伴います補助金でございます。

19ページをお願いいたします。

5款1項1目農業委員会費は、説明を省略させていただきます。

2目農業総務費、1節報酬は、農事組合長の報酬でございます。内容につきましては、議会全協で説明をいたしております。

3目農業振興費、19節農地・水・環境保全共同活動でございますけれども、地区が35地区から33地区へ、2地区減った関係の減額でございます。

向上活動がございます。これにつきましては、8地区から18地区、10地区増えた関係で、その分の増額補正でございます。

6目、15節農村環境整備事業は、大久保下堤の堤防の軟弱地盤の補強のための改良工事を行うためのものでございます。

2項2目林業振興費でございますけれども、森林整備地域活動支援交付金要綱に則りまして、委託金で組んでおりましたけれども、支援交付金というふうに要綱がなっておりますので、科目を変更するものでございます。

20ページをお願いいたします。

6款1項3目観光振興費でございますけれども、これにつきましては、バスツアー事業というものが、企画が事業いたしておりますけれども、これが県費対象事業ということで、財源を組み替えるものでございます。

7款1項1目土木総務費は、人件費のため説明を省略させていただきます。

2項2目道路維持費でございますけれども、街路灯の電気代の増による補正でございます。

4項1目都市計画総務費、28節操出金は、職員の異動によるものでございます。

21ページでございます。

5項1目住宅管理費、11節修繕料につきましては、住宅の受水槽、滅菌器等の修繕費の増でございます。それに伴う補正でございます。

13節委託料、15節工事請負費、19節負担金補助及び交付金につきましては、町営住宅新町団地60戸でございますが、これの接続工事を25年度に予定しておりましたけれども、本年度前倒しして実施するための工事監理の委託、それから工事費、水道加入金等を補正するものでございます。

9款1項2目教育費の事務局費でございますけれども、これについては人件費のため説明を省略させていただきます。

22ページでございます。

9款2項三並小学校の委託料、608千円の減額補正でございますけれども、図書

司書の業務について入札を行っております。その減によるものでございます。

他の学校も同じように図書司書業務については、入札によって減額となっております。その減額の総額は3,624千円となるものでございまして、以後、学校の図書司書業務の減額分については、説明は省略させていただきます。

3項の中牟田小学校の1,964千円の増額補正でございますけれども、修繕料として、トイレの便座、水道の蛇口の修繕、それから階段等の段差改修を行うものでございます。

2目の教育振興費の扶助費につきましては、要保護、準要保護児童の増加によるもので、これにつきましては、他の学校、三並小学校を除きます他の小中学校も同様に、要保護、準要保護の増加によって補正をしております。その補正総額は2,074千円となりますので、これについても、今後この部分の説明については省略させていただきます。

23ページでございます。

6項夜須中学校費の18節備品購入費につきましては、味噌を溶く機械が劣化によって買い替えなきゃならないということで購入するものでございます。

24ページでございます。

8項社会教育費、4目公民館支館修繕料でございますが、支館の西側の軒先のコンクリートの一部が落下をしておりますので、これの補修工事を行うものでございます。

10款1項農林水産業施設災害復旧費工事請負費29,120千円、2項公共土木施設災害復旧費4,280千円、いずれも災害復旧事業の事業費の確定による補正をするものでございます。

25ページでございます。

11款公債費、1目元金155,554千円につきましては、市町村災害基金組合開催に伴いまして、償還金を繰り上げ償還するものでございます。

それと42,300千円につきましては、本来基金組合へ償還予定でございましたものを当初予算に組んでおりましたが、繰上償還をします関係で、この部分については必要なくなりましたので、減額するものでございます。2目も同じように減額するものでございます。

歳出の説明を終わりました、歳入の説明を行います。

9ページをお願いいたします。

歳入につきましては、9款の国有提供施設等所在市町村助成交付金、それから11款の地方交付税につきましては、全協で説明しておりますので省略いたします。

13款分担金及び負担金につきましては、農林業施設の災害復旧に伴います事業の分担金でございます。

15款の国庫支出金、16款の県支出金につきましては、国県の事業費補助分でございます、歳出事業分の補助金でございますので、説明を省略させていただきます。

10ページをお願いいたします。

17款の財産収入につきましては、振興基金を除く基金の利子の総額でございます。

18款寄附金につきましては、現在の寄附金が予算を、すでに多くの寄附をいただいて、予算を超過しておる状況でございます。一応3月までの寄附の見込みを含めて補正をするところでございます。

11ページでございます。

19款1項の特別会計繰入金につきましては、工業用地造成事業特別会計の23年度の実質の繰越金と24年度の予算の繰越予定額の差額が発生をしておりますので、

	<p>そのために差額分を一般会計に繰り入れるものでございます。</p> <p>2項の基金繰入金につきましては、本年度ミニ公募債元本を償還しなければなりませんので、これに充てるために減債基金を繰り入れるものでございます。</p> <p>21款の諸収入につきましては、市町村災害共済基金組合解散によります返還金315,921千円を計上いたしております。</p> <p>22款の町債につきましては、災害復旧事業確定によるものでございます。</p> <p>次に、地方債の補正でございます。</p> <p>8ページをお願いいたします。</p> <p>現年発生災害の復旧事業の額が確定をしましたことによりまして、現年災害復旧事業債を2,400千円増額補正をいたしまして、19,000千円と限度額をするものでございます。</p> <p>以上で、一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	健康課長
健康課長	<p>議案書の53ページでございます。</p> <p>議案第57号「平成24年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」</p> <p>平成24年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を、別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>予算書のほうをお願いしたいと思います。</p> <p>まず、1ページ目をお願いいたします。</p> <p>平成24年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。</p> <p>平成24年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62,185千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,478,126千円とする。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>説明に入ります前に、国民健康保険の予算書と、次に説明します、提案します後期高齢者の予算書の中での見積書の中で、縦線がプリンターの関係で薄くなって見づらくなっております。申し訳ございません。今後気をつけたいと思います。</p> <p>それでは、8ページをお願いしたいと思います。</p> <p>1款1項1目一般管理費につきましては、人事異動や育児休業等による減額分でございます。人件費分でございます。</p> <p>2款1項1目一般被保険者療養給付費につきましては、財源の変更でございますけれども、2目退職被保険者療養給付費につきましては、被保険者などの増加によりまして、医療費が増加したための増額補正でございます。</p> <p>次に、2款2項2目退職被保険者高額療養費につきましても、先ほどの療養給付費同様被保険者等の増加によるものでございます。</p> <p>次のページでございますけれども、2款4項1目出産育児一時金については、財源の変更でございます。</p> <p>3款から10ページの8款までにつきましては、本年度の支払額の確定によるものでございます。</p> <p>11款1項1目被保険者保険税還付金につきましては、例年になく高額な還付が発生したため、予算不足を生じる恐れが出たための増額でございます。</p> <p>2目償還金につきましては、前年分の療養給付費負担金の確定による返還金でございます。</p>

	<p>次に、12款1項1目予備費につきましては、昨年度決算による繰越金の残額を予備費としております。</p> <p>次に、6ページから7ページの歳入でございます。</p> <p>歳入のほとんどの部分が交付決定等による本年度交付される額が確定したための補正でございます。</p> <p>10款1項2目その他繰越金につきましては、前年度決算による繰越金を、今回全額予算化いたしております。以上でございます。</p> <p>次に、議案書の54ページでございます。</p> <p>議案第58号「平成24年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」</p> <p>平成24年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を、別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>予算書のほうをお願いしたいと思います。</p> <p>1ページをお願いいたします。</p> <p>平成24年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。</p> <p>平成24年度筑前町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,579千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ309,553千円とする。</p> <p>本日付提出、町長名でございます。</p> <p>6ページをお願いしたいと思います。</p> <p>6ページ、まず歳入でございますけれども、5款1項1目繰越金につきましては、23年度決算額で確定しました繰越金全額でございます。</p> <p>次に、7ページ、歳出でございますけれども、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、23年度分の保険料につきまして、24年4月以降に歳入した分につきまして、本年度広域連合に納付しますけれども、その相当額について予算の不足が予想されますので、補正をお願いするものでございます。</p> <p>財源としましては、4月以降歳入分につきましては、本年度に繰り越されておりますので、その分を財源といたしております。</p> <p>4款1項1目予備費につきましては、繰越金の残額を予備費として留保いたしております。以上でございます。</p>
議 長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	<p>続きまして、議案書の55ページをお願いいたします。</p> <p>議案第59号「平成24年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」</p> <p>平成24年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の1ページをお願いいたします。</p> <p>平成24年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）。</p> <p>平成24年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,804千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,306千円とする。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p>

	<p>6ページをお願いいたします。</p> <p>補正の内容といたしましては、先の9月の第3回定例会で認定いただきました決算の額に合せようとするものでございます。</p> <p>3,804千円を補正しまして、補正後の額を6,804千円とするものでございます。</p> <p>続きまして7ページ、歳出でございますけれども、4款1項1目予備費のほうに同額を全額補正をしようとするものでございます。以上でございます。</p>
議 長	下水道課長
下水道課長	<p>議案書の56ページをお開きください。</p> <p>議案第60号「平成24年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」</p> <p>平成24年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の補正予算書をお願いいたします。</p> <p>1ページをお開きください。</p> <p>平成24年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。</p> <p>平成24年度筑前町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。</p> <p>歳入歳出予算の補正でございます。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,349千円を減額し、歳入歳出予算の総額歳入歳出それぞれ1,196,163千円とする。</p> <p>本日付提出、町長名でございます。</p> <p>次に、内容の説明をいたします。</p> <p>7ページをお開きください。歳出でございます。</p> <p>1款1項1目公共下水道施設管理費、346千円の増です。</p> <p>内訳としましては、2節給料の増、3節職員手当等、4節共済費の減です。これは、職員の人事異動に伴うものでございます。</p> <p>2款1項1目公共下水道施設整備費7,695千円の減です。</p> <p>内訳は、2節給料、3節職員手当等、4節共済費の減です。これは、職員の人事異動に伴うものです。</p> <p>15節工事請負費の増、付帯工事費の増ですが、これは、舗装補修費が当初の見込みより増加したことによるものです。</p> <p>次に、歳入でございます。</p> <p>6ページをお開きください。</p> <p>6款1項1目一般会計繰入金、16,907千円の減。これは、歳入が9,558千円増えたこととなり、歳出が7,349千円減になることにより調整を行ったものです。</p> <p>7款1項1目繰越金、2,607千円の増、平成23年度決算の実質収支によるものでございます。</p> <p>8款1項2目加算金、732千円の増。これは、8款3項2目の消費税の還付金に伴う還付加算金でございます。</p> <p>8款3項2目雑入、6,219千円の増。これは、過年度分の消費税の修正申告を行ったことによる消費税の還付金でございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	水道課長

水道課長	<p>議案書の57ページです。</p> <p>議案第61号「平成24年度筑前町水道事業会計補正予算（第3号）について」平成24年度筑前町水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。本日付、町長名です。</p> <p>別冊の補正予算（第3号）をお願いいたします。</p> <p>1ページでございます。</p> <p>平成24年度筑前町水道事業会計補正予算（第3号）。</p> <p>第1条、平成24年度筑前町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第2条、平成24年度筑前町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。</p> <p>収入の補正はございません。</p> <p>支出の2款収益的支出、8,280千円を減額補正し、355,308千円とするものです。</p> <p>第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり改める。</p> <p>職員給与費8,400千円を減額補正し、69,140千円とするものです。</p> <p>内容について説明いたします。</p> <p>別冊の補正予算附属書類をお願いいたします。8ページの次に付いているかと思っております。</p> <p>2ページをお願いします。</p> <p>最初に訂正をお願いいたします。</p> <p>1款水道事業費用、3目総係費の給与の説明欄に、職員給与（6名分）とございますが、カッコ以下6名分を削除をお願いいたします。申し訳ありませんでした。</p> <p>今回の補正は、収益的収入及び支出の、支出の分でございます。</p> <p>1款水道事業費用の3目総係費を8,280千円減額し、75,008千円とするものです。</p> <p>内訳は、給料、手当、及び3ページの法定福利費の人件費の減額と印刷製本費の増額でございます。</p> <p>人件費の増額は4月の人事異動に伴うものと、工務係が1名減となったものでございます。</p> <p>法定福利費説明欄の179千円の増につきましては、当初予算のほうで職員互助会及び福祉協会の負担金を計上していなかったためでございます。申し訳ございません。</p> <p>印刷費の120千円の増は、水道利用者の増加に伴いまして、検針票及び納入通知書の不足が見込まれるためでございます。以上でございます。</p>
議 長	都市計画課長
都市計画課長	<p>議案書の最後、58ページでございます。</p> <p>議案第62号「平成24年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について」</p> <p>平成24年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の補正予算書をお願いいたします。</p> <p>今回提出いたしております補正予算（第1号）は、9月定例会でご承認いただきました平成23年度決算における実質収支額を平成24年度に繰り越すためのものでございます。</p>

	<p>補正予算書の1ページをお開きください。</p> <p>平成24年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)。</p> <p>平成24年度筑前町の工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ205千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ971千円とする。</p> <p>第2条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>本日付提出、町長名でございます。</p> <p>次に、2ページをお開きください。</p> <p>第1表に歳入歳出予算補正です。</p> <p>歳入は4款1項繰越金の補正前の額766千円に205千円を増額補正して、計の欄は、平成23年度からの24年度への実質の繰越額971千円としております。</p> <p>次に、3ページです。</p> <p>3款1項繰出金に、歳入補正額と同額の205千円を計上いたしております。</p> <p>次に、歳入歳出補正予算事項別明細書ですが、歳入歳出ともに1項目でございますので、6ページの歳入からご説明申し上げます。</p> <p>歳入は4款1項1目の1節、前年度繰越金の205千円でございます。</p> <p>次に、7ページの歳出です。</p> <p>前年度からの繰越金に執行予定がございませんので、歳入補正する205千円を3款1項1目の28節繰出金に全額計上いたしまして、一般会計へ繰り出しを行うことにいたしております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	議案の説明が終わりました。
日程第23～ 日程第24	
議長	<p>日程第23 発議第5号「筑前町議会委員会条例の一部を改正する条例について」、及び日程第24 発議第6号「筑前町議会会議規則の一部を改正する議会規則について」を、一括議題とします。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>一括議題とした以上2議案の提案理由の説明を提出者に求めます。</p> <p>矢野勉副議長</p>
矢野副議長	<p>それでは、ただ今から発議第5号の提出理由の説明を行います。</p> <p>議会提出議案書の2ページを開いていただきたいと思います。</p> <p>発議第5号「筑前町議会委員会条例の一部を改正する条例について」</p> <p>上記の議案を別紙のとおり筑前町議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。</p> <p>賛成議員は、一木哲美議員、梅田美代子議員、内堀靖子議員であります。</p> <p>提案の理由、地方自治法の一部を改正する法律により、地方自治法に規定があった議会の委員会に関する事項が条例に委任されたことに伴い、筑前町議会委員会条例を次のように改正するものであります。</p> <p>3ページをお開き願いたいと思います。</p> <p>第8条第1項に、議員は少なくとも1つの常任委員となるもの。</p> <p>2項に、常任委員、議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。</p>

	<p>3項に、特別委員の選任期間を追加し、改正するものであります。</p> <p>附則、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条のただし書きに規定する政令で定める日から施行するものであります。</p> <p>続いて、発議第6号の提出理由の説明をいたします。</p> <p>4ページをお開き願いたいと思います。</p> <p>発議第6号「筑前町議会会議規則の一部を改正する規則について」</p> <p>上記の議案を別紙のとおり筑前町議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。</p> <p>賛成議員は、一木哲美議員、梅田美代子議員、内堀靖子議員であります。</p> <p>提案の理由、地方自治法の一部を改正する法律により、本会議においても委員会同様、公聴会の開催や参考人の招致ができることになったため、筑前町議会会議規則の一部を改正するものであります。</p> <p>5ページであります。</p> <p>会議規則第16条から71条は、地方自治法の条項の変更によるものであります。</p> <p>第14章に公聴会を加える。</p> <p>6ページであります。</p> <p>第115条は、公聴会の開催の手続きについてであります。</p> <p>2項につきましては、議会の議決があったときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件などの事項を告示するものであります。</p> <p>第116条は、公述希望者の申し出についてであります。</p> <p>第117条は、公述人の決定についてであります。</p> <p>2項は、公述人を決定する場合は、案件に対して賛成、反対があるときについては、一方に偏らないように選ばなければならないというものであります。</p> <p>118条は、公述人の発言についてであります。</p> <p>2項は、意見を聴こうとする案件の範囲を超えて発言してはならないというものであります。</p> <p>3項は、案件の範囲を超えて不穏当な言動があったときは、発言を制止し、退席させるというものであります。</p> <p>第119条は、議員と公述人の質疑について、であります。</p> <p>第120条は、代理人または文書による意見の陳述について、であります。</p> <p>次に、第15章に参考人を加えます。</p> <p>第121条は、議会が参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決で決定する。</p> <p>2項では、参考人に対して日時、場所、意見を聴こうとする案件等、必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>3項、参考人について、発言、質疑、代理人、文書による意見陳述等については、第118条、第119条、120条の規定を準用するというものであります。</p> <p>附則、この規則は、公布の日から施行する。ただし、第71条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書きに規定する政令で定める日から施行するというものであります。</p> <p>以上、提出の理由の説明といたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、一括して質疑を行います。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようです。</p> <p>これから、討論を行います。</p>

	(討論なし)
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、発議第5号「筑前町議会委員会条例の一部を改正する条例について」、及び発議第6号「筑前町議会会議規則の一部を改正する議会規則について」の件を、一括して採決します。</p> <p>発議第5号及び発議第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、発議第5号「筑前町議会委員会条例の一部を改正する条例について」、及び発議第6号「筑前町議会会議規則の一部を改正する議会規則について」は、原案のとおり可決されました。</p>
散会	
議長	<p>以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。</p> <p>本日は、これにて散会いたします。お疲れ様でございました。</p> <p style="text-align: right;">(1 1 : 5 5)</p>